

(1) 指定施設（指定物質関係）

法第2条第4項に定める指定施設は、有害物質及び油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

(2) 指定施設に当たらない主なもの

農耕地や土木工事現場、タンクローリーなどは、指定施設に該当しない。